

## ◎新潟県告示第771号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年5月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	44者	上中沢字外舟橋684番ほか716筆 63.7ha
聖籠町	7者	大字道賀新田字土橋1825番ほか224筆 20.8ha
五泉市	5者	中川新字下谷地3219番甲ほか94筆 7.1ha
出雲崎町	1者	大字大釜谷字五俵苅468番5ほか16筆 0.1ha
魚沼市	9者	根小屋字清水坪295番1ほか94筆 4.3ha
湯沢町	2者	大字土樽字原道1277番2ほか29筆 2.8ha
十日町市	18者	字樋越寅乙434番1ほか79筆 8.3ha
津南町	6者	大字芦ヶ崎字乙1542番ほか44筆 4.9ha
柏崎市	95者	大字上方字岡ヶ537番1ほか1,055筆 86.2ha
刈羽村	5者	大字正明寺字江黒下398番ほか37筆 3.9ha
上越市	67者	大字稲字横まくり819番ほか704筆 73.6ha
妙高市	20者	五日市字小豆田203番ほか87筆 8.1ha
糸魚川市	4者	大平字ニホン川原3649番ほか10筆 0.9ha
合計	283者	3,202筆 284.5ha

### 2 申請年月日

平成27年5月7日

### 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

### 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。